

「北幌」地域計画

策定年月日	令和 7年 4月 1日
更新年月日	令和 7年10月10日
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	北海道幌加内町 (014729)
地域名 (地域内農業集落名)	北幌地区 (政和第1・第2・第3・新富・添牛内・北星・共栄・大曲・朱鞠内・母子里)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1,898 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1,898 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1,898 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	147 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	147 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	313 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	195 ha
(備考) ⑤は北幌地区内で引き受ける意向のあるすべての地域内農地面積の合計。	

(2) 地域農業の現状及び課題

・町内地区外からの耕作者が多い、町外からの耕作者もいる(母子里地区) ・大規模な経営(100ha以上)を約半数の農業者が行っている地区であり、機械力があり土地利用型の経営体が多い。 ・全町的に若い経営者(後継者)が多く、今後の規模拡大意思もあるため、団地化に主軸を置き集積を図る事が大事。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域の特産物であるソバを主とした作物の栽培の他、大豆や雑穀等収益率の高い作物を推進。 ・連作障害を少なくするための有機堆肥散布や赤クローバーによる土壌改良などを積極的に導入した栽培方法を確立する。 ・母子里地区は母子里農場(法人)と町外からの入り作である村角氏(認定農業者)に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れながら農地の有効利用の整備を進める。 ・政和以南からの耕作者が多く、移動距離を少なくするために、北幌地域内を拠点とした地域内の農業者へ集積する方向へ誘導する。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
現状における農地利用は維持しつつ、耕作条件の悪い農地は耕作放棄地とならないように、保全管理を行う。朱鞠内以南は、若い担い手や法人への地区内の農地集積・集約化を基本としつつ、農作業に支障がない範囲で町内の地区外からの農業者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	100	%	将来の目標とする集積率
			100 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地及び面積は、しっかり維持する。 飛び地による団地への誘導は、賃貸借によるものを基本とし、合意形成が図られれば交換分合も合わせて検討する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
若い担い手、法人を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と調整し、農業公社を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
やる気のある高齢者が離農を考えたとき、担い手への経営意向を踏まえながら、段階的に集約化する方向で農業委員と調整し、両者の意向を配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
幌加内北部地区(畑地帯担い手育成型)において、添牛内・政和・朱鞠内・母子里地区にて(暗渠排水・区画整理・土層改良・心土破碎)の基盤整備を計画・実施中。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外からの、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣被害対策の強化のため、基本対策の他(侵入防止柵や檻の設置、目撃情報・被害発生場所等の共有)新たな捕獲人材を、地域で育成していく。

②堆肥の施用、緑肥の作付けが広く行われており、有機農業に取り組む農業者もいる中、さらに有機・減農薬・減肥料の取組を推進する。

③農作業の省力化やIT化に向けた栽培技法の確立を目指す。

④生産物に関する輸出に対して産地として一体的に取り組む。

⑤⑨農業所得向上のため、栽培技法の確立を目指す。

⑥植物由来の生産物を原料にしたバイオコークス事業など生産者として一体的な取り組みを継続する。

⑦地域の環境向上活動に耕作者だけではなく、地域全体としての活動体制を検討し実践していく。

⑧地域振興作物ブランド化向上のために集約して建設された各施設(そば乾燥調製施設・そばむき実工房・低温倉庫等)の利用増進と加工・販売等新たな産業構造における取り組みを推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

別紙1のとおり

5 目標地図(別添のとおり)

6 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。